

新潟県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年12月2日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第66号

新潟県行政組織規則の一部を改正する規則

新潟県行政組織規則（昭和35年新潟県規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前																								
<p>第213条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に基づいて設置されている附属機関は、次のとおりである。</p> <table><thead><tr><th>名 称</th><th>担任する事務</th><th>設置規定</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>新潟県いじめ等に関する調査委員会</td><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td><u>新潟県指定難病審査会</u></td><td><u>難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第2項の規定による指定難病の患者について支給認定をしないことに関する審査</u></td><td><u>難病の患者に対する医療等に関する法律第8条第1項</u></td></tr><tr><td><u>新潟県小児慢性特定疾病審査会</u></td><td><u>児童福祉法第19条の3第4項の規定による小児慢性特定疾病児童等の保護者について医療費支給認定をしないことに関する審査</u></td><td><u>児童福祉法第19条の4第1項</u></td></tr></tbody></table>	名 称	担任する事務	設置規定	(略)			新潟県いじめ等に関する調査委員会	(略)		<u>新潟県指定難病審査会</u>	<u>難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第2項の規定による指定難病の患者について支給認定をしないことに関する審査</u>	<u>難病の患者に対する医療等に関する法律第8条第1項</u>	<u>新潟県小児慢性特定疾病審査会</u>	<u>児童福祉法第19条の3第4項の規定による小児慢性特定疾病児童等の保護者について医療費支給認定をしないことに関する審査</u>	<u>児童福祉法第19条の4第1項</u>	<p>第213条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に基づいて設置されている附属機関は、次のとおりである。</p> <table><thead><tr><th>名 称</th><th>担任する事務</th><th>設置規定</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>新潟県いじめ等に関する調査委員会</td><td>(略)</td><td></td></tr></tbody></table>	名 称	担任する事務	設置規定	(略)			新潟県いじめ等に関する調査委員会	(略)	
名 称	担任する事務	設置規定																							
(略)																									
新潟県いじめ等に関する調査委員会	(略)																								
<u>新潟県指定難病審査会</u>	<u>難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第2項の規定による指定難病の患者について支給認定をしないことに関する審査</u>	<u>難病の患者に対する医療等に関する法律第8条第1項</u>																							
<u>新潟県小児慢性特定疾病審査会</u>	<u>児童福祉法第19条の3第4項の規定による小児慢性特定疾病児童等の保護者について医療費支給認定をしないことに関する審査</u>	<u>児童福祉法第19条の4第1項</u>																							
名 称	担任する事務	設置規定																							
(略)																									
新潟県いじめ等に関する調査委員会	(略)																								

附 則

この規則は、公布の日から施行する。